

機能強化加算に係る掲示

当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しています

- ・健康診断の結果などの健康管理に係る相談に応じます
- ・介護・保健・福祉サービスの利用などに関する相談に応じます
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行います
- ・必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します
- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います